

介護費と医療費が高額なご家庭の負担が軽減されます

8月から 高額介護合算療養費の 申請受付が始まりました

医療や介護に支払った金額は、それぞれ月額で自己負担限度額が設けられていて、払い戻しを受けるしくみになっていますが、さらにそれぞれの自己負担額を合計して年額で負担を軽減できるようになりました。

高額介護合算療養費制度とは？

健康保険と介護保険の自己負担額を世帯単位（同じ医療保険ごと）で合算し、1年間（8月1日～翌年7月31日）の合計が下表の自己負担額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度で、平成20年4月に新設されました。健康保険、介護保険それぞれから負担割合に応じて、払い戻しが受けられます。

合算対象期間

8月1日から翌年7月31日までの1年間です。ただし、制度初年度である平成21年度は、平成20年4月1日～平成21年7月31日までの16カ月分となります。

8月1日から申請を受け付けています。 ※ただし、平成20年8月1日～平成21年7月31日の12カ月間で計算した方が支給額が多くなる場合は、12カ月間の計算額が適用されます。

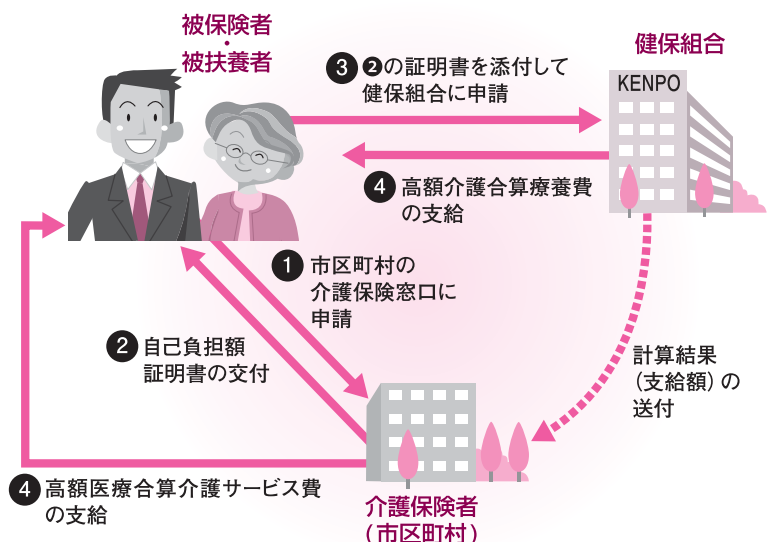
自己負担額（年額）※（ ）内は初年度

所得区分	70～74歳のみ	70歳未満を含む世帯
上位所得者 （現役並み所得者）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一般	62万円（75万円）	67万円（89万円）
低所得者Ⅱ （市町村民税非課税世帯）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
低所得者Ⅰ （Ⅱのうち年金収入80万円以下等）	19万円（25万円）	

※自己負担とは公費負担、高額療養費、付加給付、高額介護サービス費などを控除した後の額です。
※75歳以上の方については、後期高齢者医療制度からの払い戻しとなりますので、お住まいの市区町村や広域連合にお問い合わせください。

高額介護合算療養費制度の申請をしたいときは…？

- 1 市区町村の介護保険の窓口で「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- 2 市区町村から「自己負担額証明書」が交付されます。
- 3 健康保険組合へ「支給申請書」に②の「自己負担額証明書」を添付して提出します。
- 4 負担割合に応じて、介護保険から高額医療合算介護サービス費、健康保険組合から高額介護合算療養費を支給します。



詳しくは横河電機健保ホームページをご覧ください。